

議 事 日 程 (令和3年12月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第40号 専決処分の承認について
 専第5号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
日程第4 議第41号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
日程第5 議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定について
日程第6 議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
日程第8 議第45号 町道路線の廃止について
日程第9 議第46号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂 悟	5番 大平文雄	6番 西松 巖
7番 碓井昭夫	8番 岩田讓治	9番 山中美恵子
10番 渡邊明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田武史
教育長 渡邊均	調整監 水谷秀平
民生調整監 吉村等	建設調整監 岡田立
総務課長 山田靖	企画調整課長 大平共美
福祉課長 坂 和由	建設課長 河合 一
学校教育課長 堀 隆志	生涯学習課長 今村厚士
住民環境課長 神野千津	産業振興課長 堀 康信
会計管理者兼 税務課長 梅村明広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたものですから、令和3年第4回安八町議会定例会の初日を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回安八町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君を指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間に決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの11日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り何かと御多用の中、御参集賜り、また日頃、町政発展のため御尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

早いもので、今年も残りあと僅かとなりました。振り返れば、この1年も新型コロナウイルス感染症対応に追われた1年でありました。ここに至りましては、2回のワクチン接種や皆様方の御理解、御協力により感染拡大が鎮静化し、これまでの制約も緩和されることになりましたが、新たな変異株の発生などまだまだ予断を許さない状況にあります。近く3回目のワクチン接種が始まりますが、コロナ社会であることの意識の下、感染防止対策を継続

しつつ、町の発展に取り組んでまいりたいと思っております。

住民の皆様、医療に従事されている皆様には、今後とも御理解、御協力をお願いすることになりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、人事案件、条例改正、補正予算など7議案を上程させていただきます。

個々の案件につきましては、担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 それでは、日程第3、議第40号 専決処分の承認についてを議題とします。提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第40号について朗読並びに御説明申し上げます。

議第40号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第5号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3,574万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日専決、安八郡安八町長。

この補正予算（第5号）につきましては、令和3年11月19日、閣議決定を

されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、18歳以下の対象児童1人当たり10万円相当の給付を行うことが決定されました。

10万円相当のうち、現金5万円につきましては迅速な支給が求められていることから、速やかに事業を進めるため必要な経費について予算の補正をさせていただきます。

それでは、1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページは歳入でございます。

1枚はねていただきまして、6ページのほうを御覧ください。

6ページは歳出でございます。

歳入歳出いずれも補正前の額64億1,374万2,000円に1億2,200万円を増額し、合計を65億3,574万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入、単位は1,000円でございます。

国庫支出金につきましては、特定財源ですので歳出で御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の1億2,200万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1億2,200万円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1億2,000万円及び同事務費補助金200万円でございます。一般財源はございません。

子育て世帯への臨時特別給付に係る経費といたしまして、節区分の職員手当等の時間外勤務手当20万円は、本事業に係る職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、需用費27万2,000円のうち、消耗品費20万2,000円はファイル等の購入費、印刷製本費7万円は封筒の印刷代でございます。

続きまして、役務費68万6,000円のうち、通信運搬費40万4,000円は郵送代、手数料28万2,000円は振込手数料でございます。

続きまして、委託料の業務委託84万2,000円はシステム改修に係る経費で

ございます。

そして、負担金、補助及び交付金の交付金1億2,000万円は、18歳以下の対象児童2,400人に対する1人当たり5万円を支給する金額でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 本件につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議第41号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議案書の9ページをお開きいただきますようお願いいたします。

それでは、議第41号につきまして、まず議案を朗読させていただきます、その後説明をさせていただきます。

議第41号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町城3丁目15番地の2。氏名、大山正行。生年月日、昭和28年11月9日生まれ。

今回提案させていただきます大山正行さんが令和3年12月23日をもって任期満了となります。引き続き大山さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

大山さんは、長年公務員として勤務されてこられ、税務関係も非常に詳しい方で、人格、識見ともに高く、委員として適任であると考えております。

大山さんの選任の同意につきまして、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第5、議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第42号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定について。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、現在休館中の勤労青少年ホームの改修事業を行い、本施設の一部をテレワーク施設としてリニューアル整備し、また地域の人たちにも利用していただける設備に整備するものであります。

改修後の本施設に係る設置及び管理に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、むすぶテラスの設置及び管理に関する条例、以下は条例本文でございます。

内容につきましては、この議案資料を御覧いただきながら、別冊の議案資料で御説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議案資料の1ページをお願いいたします。

主な制定内容として、第1条は、本施設における施設の設置に関すること

について規定しております。本条例で規定する施設むすぶテラスは、「結ぶ」という言葉をキーワードとしております。場所と人を結ぶ、地元と地元、地域と都市、地域と企業、子供と大人、働く人と学ぶ人、この場所へ訪れると様々な出会いがあり、関係がつながり、その輪が広がっていきます。結んだその先を見据えた企業、都市、地域をつなぐ拠点となれる充実した施設を創造してまいります。

第2条は、施設の名称及び位置を規定しております。

名称はむすぶテラス、位置は岐阜県安八郡安八町東結1561番地であります。

第3条は、むすぶテラスで行う事業を規定しております。

第4条は、むすぶテラスの運営に関する重要な事項について審議するため、むすぶテラス運営委員会を設置するものであります。

第5条から次の議案書の14ページまでの第8条までの規定は、第4条で規定する運営委員会の組織、委員の任期、委員長・副委員長の役職等、会議の方法について規定しておるものでございます。

第9条は、第4条で規定する運営委員会の庶務は、総務課及び企画調整課において行うものであります。

第10条は、第2条で規定するむすぶテラスの各部屋等の使用料を規定しております。

第11条は、本条例の施行に関して必要な事項は町長が規則で規定するものでございます。

議案書の本文14ページへお戻りください。

附則となります。

第1条は、施行期日を規定しております。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次の第2条は、安八町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成元年安八町条例第11号）は廃止するものであります。

次の第3条は、前の第2条における既存の条例の廃止と今回の本条例の制定との関連において、影響を受けます安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正するものであります。議案資料の2ページにも本改正条例の新旧対照表を載せてございますが、別表中「勤労青少年ホームの運営審議会委員 日額

5,000円」を「むすぶテラス運営委員 日額 5,000円」に改めるものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第6、議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議案書の17ページをお願いします。

議第43号を朗読並びに御説明申し上げます。

議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

第5条の2第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

今回の改正は、上位法である健康保険法施行令の改正によりまして、出産育児一時金を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改正するものです。

別冊の議案資料3ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読ください。

附則でございます。

第1条、施行期日です。この条例は、令和4年1月1日から施行する。

第2条、経過措置として、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の2第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

順次提案説明を求めます。

まず最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第44号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,615万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億9,189万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額65億3,574万2,000円から5,615万4,000円を増額いたし

まして、65億9,189万6,000円とするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

25ページの最下段、款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額125万3,000円につきましては、安八町牧地内の町道路線の廃止等により、町有地3筆分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げに係る土地売買代金を補正するものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

26ページの中段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額2,862万2,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

27ページの上段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、増額の2,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金414万5,000円はコロナ交付金でございます。総務費国庫補助金でございます。節区分、委託料の業務委託2,000万円は、公共施設維持管理経費でございます。これは、現在休館となっております安八町東結地内の勤労青少年ホームの改修事業を行うものでございます。本年8月12日に業務委託契約の締結の議決をいただきました勤労青少年ホームのテレワーク化施設への改修等に向けて、受注業者より提案のあった改修計画提案書をベースに、現地確認等を行いながら検討会議を重ねてまいりました。そこで最終的なデザインや間取りなど、詳細な部分に当たりまして詰めてまいりまして、追加工事が必要となることが見込まれますので、今回それらに係る経費の補正をお願いするものでございます。

次に、目、情報管理費、補正額、増額の17万8,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金17万8,000円は子ども・子育て支援交付金でございます。総務費国庫補助金でございます。節区分、委託料の業務委託17万8,000円は、行政デジタル化推進経費でございます。これは、

国の児童手当制度の改正実施円滑化事業に伴いまして、職員における児童手当の現況届の省略や、所得上限額の創設対応に係る人事給与システムの改修に係る経費を補正するものでございます。

次に、1つ飛びまして、目のふるさと基金費、補正額、増額の2,500万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金2,500万円がふるさと寄附金でございます。これは、ふるさと納税サイトの増や返礼品の追加により、安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

29ページの上段、款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額の減額の252万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の252万円はコロナ交付金でございます。節区分、備品購入費、減額の252万円は、小学校備品購入経費で各小学校の空気清浄機購入に係る入札差金でございます。

次の中段、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、減額の268万2,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の162万5,000円はコロナ交付金でございます。その他の諸収入、減額の105万7,000円は、東安中学校組合負担金でございます。こちら、先ほども小学校費と同様に268万2,000円は、各中学校の空気清浄機購入に係る入札差金でございます。

そこで、ここでの小学校費及び中学校費の入札差金で不用となりましたコロナ交付金414万5,000円の財源は、先ほどの27ページで御説明をさせていただきました総務費の財産管理費に財源充当をしておるものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、27ページへ戻っていただきまして、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の1,200万円。事業名、企画振興経費、節区分、役務費310万円。内訳といたしまして、通信運搬費250万円、手数料60万円、委託料、業務委託740万円、使用料及び賃借料150万円。これらは、ふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料、事務処理委託等を計上しているものでございます。

議 長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 27ページ、下段をお願いいたします。

款、総務費、項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額52万円。全て一般財源でございます。節区分、委託料の業務委託52万円は、戸籍システムのクラウド化に伴い、連携している住民基本台帳ネットワークシステムのサーバーのファイアウォール設定変更に係る経費でございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、国民年金事務費、補正額8万5,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金の8万5,000円は国民年金事務費委託金でございます。節区分、委託料の業務委託8万5,000円は、年金手帳廃止に伴う基礎年金番号通知書再交付申請対応システム改修費でございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは同じく28ページの中段をお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の150万円。財源内訳中、特定財源はございません。子育て支援事業といたしまして、第3子以降の出産に対してお祝い金を支給しております。節区分の報償費150万円は、対象者が当初見込みより増えることとなったため、その不足分を補うものでございます。

続きまして、目、児童措置費、補正額、増額の79万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は子ども・子育て支援交付金でございます。児童手当に係る経費でございますが、令和4年度から法制度の一部が変更され、新たに所得上限額が設けられることとなりましたので、節区分の委託料の業務委託に児童手当システムの改修費を計上するものでございます。

議 長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 同じく28ページ、下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、増額の108万1,000円でございます。財源内訳で特定財源、スマート農業技術導入支援事業の県支出金108万1,000円です。節区分で、負担金、補助及び交付金の補助金108万1,000円でございます。これは、認定農業者が先端技術を活用した農業機械の導入に要する事業費357万円に対して、補助率3分の1の108万

1,000円の県補助の内示を受けましたことにより、その額を補助するものでございます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 続きまして29ページ、最下段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、増額の20万円。財源内訳としまして、特定財源、その他、寄附金10万円。安藤重壽氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費としまして、治水や輪中等に関する書籍などの購入費でございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第44号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第45号 町道路線の廃止について、日程第9、議第46号 町道路線の認定についての議案を一括議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議第45号及び議第46号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

議第45号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

33ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、南今ヶ渕及び森部地内における整理番号1. 路線番号013412、路線名、川並1号線。起終点につきましては、南今ヶ渕字川並1414番3地先から1417番1地先まで延長378.2メートル、幅員1.8から8.6メートル

ル、ほか9路線でございます。

35ページをお願いいたします。

こちらは廃止路線網図で、今回廃止する10路線の位置を示しております。

引き続き議案書の37ページをお願いいたします。

議第46号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

39ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は南今ヶ淵及び森部地内における整理番号1. 路線番号013764、路線名、川並11号線。起終点につきましては、南今ヶ淵字川並1414番3地先から1464番1地先まで、延長243.1メートル、幅員3から7.6メートルでございます。

裏面の40ページにわたる全23路線でございます。

41ページは新規路線網図で、今回認定する23路線の位置を示しております。

現在、県が進めております大垣江南線、長良川新橋工区の整備に伴い、今後町道が分断され道路延長が変更になったり、県道との交差部等において道路幅員に変更が生じたりしてまいりますので、県道大垣江南線の整備計画に基づき町道路線の廃止及び認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第45号、議第46号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号、議第46号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

お諮りします。

各委員会の審査のため、12月7日から12月15日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、よって12月7日から12月15日までの9日間を休会といたしますことに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。
本日はこれをもって散会いたします。
(散会時間 午前10時44分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月6日

議 長 大 平 文 雄

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 傍 嶋 邦 博

